平成２４年（フ）第６３号
北海道帯広市西15条北３丁目１番地17　15条北ハイツ１号室
債務者　伏見　英雄
1　決定年月日時　平成24年４月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第７５号
北海道帯広市西16条南１丁目24番17号　ぱすてる館115号室
債務者　樋口　康治
1　決定年月日時　平成24年４月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１７８２４号
東京都大田区西糀谷２丁目20番２号
破産者　有限会社辻木型製作所
1　決定年月日　平成24年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８２５号
神奈川県横浜市中区小港町１丁目１－２　ビューコート小港１号棟206
破産者　五嶋　弘治
1　決定年月日　平成24年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８７７号
千葉県柏市豊四季台３丁目１番２―601号
破産者　合同会社名讃
1　決定年月日　平成24年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８７８号
神奈川県横浜市中区錦町５―17―412
破産者　佐藤　友之
1　決定年月日　平成24年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８８３号
東京都江戸川区北小岩４丁目15番８号
破産者　株式会社齋木組
1　決定年月日　平成24年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８８４号
東京都江戸川区北小岩４丁目15―８
破産者　齋木　春雄
1　決定年月日　平成24年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８８５号
東京都江戸川区東松本１丁目11番６号
破産者　有限会社コントラスト
1　決定年月日　平成24年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８８６号
東京都江戸川区東松本２丁目１―11―101
破産者　秋月　弘通
1　決定年月日　平成24年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７９７６号
東京都千代田区九段北１丁目１番７号
破産者　財団法人日中青少年旅行財団
1　決定年月日　平成24年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７９７７号
東京都足立区弘道１丁目14番23号
破産者　有限会社古山産業
1　決定年月日　平成24年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７９７８号
埼玉県草加市谷塚２丁目５－３－405
破産者　古山　　博
1　決定年月日　平成24年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７９７９号
埼玉県草加市谷塚２丁目５－３－405
破産者　古山二二江
1　決定年月日　平成24年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７９８２号
東京都江東区平野１丁目５番７号
破産者　株式会社ヒロトラスト
1　決定年月日　平成24年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７９８３号
東京都江戸川区中葛西６丁目１―10　メゾンド・佐久間２―302
破産者　仙波　友宏
1　決定年月日　平成24年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７９９１号
神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町２丁目12番１号　鶴屋町第二ビル６階、商業登記簿上の本店所在地神奈川県鎌倉市稲村ガ崎５丁目８番８号
破産者　株式会社システム技術開発研究所
1　決定年月日　平成24年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７９９３号
東京都千代田区岩本町１丁目４番５号
破産者　株式会社岩本出版
1　決定年月日　平成24年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７９９４号
千葉県千葉市花見川区幕張町３丁目1090―15
破産者　植松　紀子
1　決定年月日　平成24年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８００８号
東京都江戸川区北葛西２丁目19―５―612
破産者　村上　雅夫
1　決定年月日　平成24年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８０１０号
東京都墨田区両国３丁目19番５号　シュタム両国ビル４階
破産者　株式会社プライムコーポレーション
1　決定年月日　平成24年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部